

平成 30 年度 第 1 回 業務執行社員会議事録

合同会社掛川電気引込工事センター

1. 招集年月日 平成 30 年 4 月 6 日
2. 開催日時及び場所 平成 30 年 4 月 23 日 業務執行社員会 15:10～15:50
掛川市久保 2 丁目 22 番 14 号 掛川電気会館 大会議室
3. 業務執行社員の数及び出席業務執行社員の数並びにその出席方法
業務執行社員 8 名 出席業務執行社員 8 名
4. 出席業務執行社員の氏名
(代表社員) 鈴木通之
(業務執行社員) 松田良克、鶴田昌伸、松永充功、大石 勇、中根正太郎、市川良一、内山仁志
5. 出席監事の氏名
無し
6. その他の出席者氏名
事務長(業務監査室長) 水野智義
7. 議長の氏名
鈴木通之
8. 議決事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
なし
9. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

定刻、定款の規程により、代表社員の鈴木通之が議長席について開会する旨を述べて議事に入った。

* 業務執行社員会(以下、理事会という)、業務執行社員(以下、理事といふ)

■議長は平成 29 年度の会計監査実施結果について問題がなかった事を報告した。

議題審議

第 1 号議案:商号変更・株式会社化への推進について

【資料 7】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明した結果、
磐田 BL の市川理事より 1 件の変更要望が提示されました。
これを特別委員会が了承すれば理事会は定款・規定の文書のすべてを承認する事とする。
と理事会において出席理事全員の決議に至った。

市川理事の要望は規定書の第 7 条第 2 項における下記の内容である。

変更前…取締役は 6 名及び社外取締役 1 名の合計 7 名で構成する。

変更後…取締役は 6 名及び社外取締役 1 名の合計 7 名で構成する事ができる。

事務長は特別委員会への対応をするという事になり、特別委員会メンバーに周知した結果
4 月 25 日(水)に委員会の結論がでました。

特別委員会メンバー全員は変更の許可をして良いとの結論になった。(反対者ゼロ)

これにより、一部文書を訂正して理事会の承認決議となった。

特別委員会の鈴木通之委員長は事務長に文書の改定を指示した。

以下は事務長よりの会議の事前共通認識の提示した内容ある。

4月6日に各BLから選出された有識者による特別委員会メンバーにより各ブロックから理事により提出された質問を議論して、回答を決定しました。
これにより、特別委員会での定款・規定書の制定が完了しました。
理事会において、ご承認の決議を諮りたいと思います。

■今後の予定

- 会員様への全体説明会… 日時 5月9日(水) 15:00～17:00
場所 掛川学習センター 第4会議室
主催者 理事会メンバー、特別委員会メンバー(桑原司法事務所同席)

第2号議案:発注工事情報の電子化について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承諾した。
4月4日(水)、中電㈱、センター代表社員、施工班との電子化推進ミーティングを実施しました。
➤ 試行期間の設定及び稼働表、施工計画など意見交換を行った。

第3号議案:教育訓練委託契約に基づくH.29年度実績報告とH.30年度計画について

【資料8】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。
別紙のとおり、(県)協力会に報告をしましたので、ご確認願います。

第4号議案:センターの2月度、3月度の業務実績報告について

【資料9】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承諾した。
2月度、3月度の実績報告を別紙のように会員様へご報告・情報公開をいたします。

第5号議案:センター会議の3月度の議事録について

【資料10】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。
別紙による内容を会員様へ情報公開をいたします。

第6号議案:協力工事店の3Q実績について

【資料11】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承諾した。
別紙のように協力工事店の1月～3月までの実績内容を会員様へ情報公開をいたします。

第7号議案:Sの再認定(技能維持)訓練について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承諾した。
標題について、未実施でしたが、共同受注規程のコンプライアンス対応として、
直営班(協力班6社)の21名の訓練を実施しました。

これにより、今までの課題であった技能認定証の発行ができるようになりました。

- 日時 4月17日(火)、19日(木)の間で2日間実施しました。
- 場所 中電㈱菊川配電センター
- 指導者 中電㈱
- 支援者 施工班の各社から1名づつ参加

第 8 号議案: (県)協力会の平成 30 年度の安全基本計画

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承諾した。

ホームページの会員専用に掲載アップ済み

第 9 号議案:職長教育の補完教育(5 年経過)について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承諾した。

(県)協力会より、通達が来ました。

ご確認ください。

来年度に掛川センターの取得済み受講者 241 名に再受講するようです。

人数が大変に多い為に、企画から運営の検討を始めます。

ホームページの会員専用に掲載アップ済み。

第 10 号議案:今年度の契約更新講習会について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承諾した。

- 案内 FAX 4月 27 日(金)までに発信
 - 出・欠回答期限 5月 15 日(火)までに回収
 - 実施日 6月 5 日(火)、6月 7 日(木)の 2 日
- 今年度は高所作業車の訓練研修は実施しません。

第 11 号議案:今年度の安全パトロールについて

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は議論を開始した。

磐田 BL の市川理事より過去に施工班の安全管理の徹底ができていないので対処が必要であると発言があり
今後、鈴木代表が、組織として安全管理を徹底するにはどのようにするか?

先月の理事会で松田理事長の発言による業務効率の見直しも含め BEST 案を構築し実践する結論になった。
また、施工班へのパトロール不足の問題も含め、検討すべきであると出席理事全員が共通認識した。

以下の内容は事務長が事前に理事にメール配布し、共通認識をした内容である。

今年度の平成 30 年度はパトロール用紙が改定されています。

組合事務所に保管してあります。

店舗や現場のパトロールを実施される理事は古い書式は使用しないで下さい。

(ホームページにアップする)

■現在、直営班(施工班)のパトロールは毎年、理事会メンバーが実施する計画でしたが、PDCA の結果は
安全パトロールの未実施が多く、さらに、共同受注業務規程第 33 条第 1 項により、
理事会メンバーが施工班をパトロールすることは適切ではありません。

➤ 問題と今後の課題

センターは共同受注規程の第 36 条の違反が数年間も続いている。

センターの施工班への安全パトロール意識が低く、業務執行社員会議において、
コンプライアンスへの自浄作用が働かない。

S 施工班の組織全員の氏名が記載されたパトロール結果表がなく、S 施工班個人への技能認定証の
発行ができない。(中電㈱が独自で実施している安全パトロール表にも明記がない)

施工班の現場への安全パトロール実施が少ない状況なので、(非常に少ない)

センター管理の最重要である S 施工班への技能認定証の発行がない状態である。

(規程は業務中において技能認定証を携帯する事になっている…無免許証状態)

この事は、ステークホルダーの中電㈱、個人のお客様に大変ご迷惑をかけている。

➤ 業務監査室長の提案

Sランクのパトロールによる認定は共同受注規程第33条2項も鑑がみ、各施工班を互いにパトロールする。(中電㈱と一緒に実施)
施工班を別の施工班が指導監督するパトロールスタイルに変える事を検討して行く。
結論は業務執行社員会議ではなく、安全委員会での決定に従う事にしたい。

上記のとおり議事の顛末を記録し、ホームページに掲載する。

また、出席理事全員が記名捺印後、事務長が保管する。

平成30年4月23日

議長業務執行社員	鈴木通之	印
業務執行社員	松田良克	印
業務執行社員	鶴田昌伸	印
業務執行社員	松永充功	印
業務執行社員	大石勇	印
業務執行社員	中根正太郎	印
業務執行社員	市川良一	印
業務執行社員	内山仁志	印

<次回の開催日>

平成30年5月18日

理事会 9:30~12:00 (場所:掛川電気会館)
(総会時のシナリオの事前読み合わせ)

<ブロック会 開催日>

掛川ブロック	平成30年4月26日
菊川ブロック	平成30年4月20日
南部ブロック	平成30年4月26日
袋井ブロック	平成30年4月27日
森・山梨ブロック	平成30年4月24日
磐田ブロック	平成30年4月19日

センター商号変更における定款・規定書(案)についての各ブロックからの質問事項及び委員会の回答

2018.4.10

作成 事務長 水野智義

ブロック	質問	回答
掛川	なし	
菊川	第22条 置かなければならない。の文章は 委員会で決めた、置くことができるが、良い。	置くことができる。に決定した
南部	1.運営規定 第1条3項について 組合員はセンターの株主にならなければならないのか? また、センターの株主を拒否した場合は 出資金の返却はあるのか? 2.運営規定 第2条について 出資金はひと株1万円とし最大10株までとする。 とあるが、現在センターへ5万円の出資をしている 組合員は10株までの追加出資は可能か? また、追加出資は随時する事が可能か?	1.出来ない事に決定した。 加入条件となっている。 拒否した場合は第3条、第5条の 規定により株主資格が失われる。 (出資金は脱退による返却をする) 2.可能、また追加出資も取締役会の 決議により随時可能。
袋井	第22条 置かなければならない。の文章は 委員会で決定した、置くことができるが、良い。	置くことができる。に決定した。
森・山梨	なし	
磐田	第22条 置かなければならない。の文章は 委員会で決定した、置くことができるとすべき。	置くことができる。に決定した。

- 特別委員会メンバーは、5月9日(水)15:00～商号変更全体説明会に主催者として、ご参加願います。
- 学習センターの全体説明会後に打ち上げ会の宴を設けますので、併せてご出席願います。
委員会メンバーは無料(委員長、副委員長、理事メンバーは実費)
時間 17:30～
場所 掛川グランドホテル 2F のブルームーン
会費 7,000円
■理事は総会後の懇親会料理試食の確認も兼ねる

定 款

株式会社掛川電気引込工事センター

平成30年 月 日 組織変更による設立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社掛川電気引込工事センターと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気の供給に必要な引込線工事
2. 電気の供給に必要な内線工事
3. 事業用電気工作物等に係わる調査業務
4. 電気工事用並びに修理用資材及び電気器具の販売
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県掛川市に置く。

(公告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社は株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して当会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割により株式を取得した者の全部又は一部を当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集する。

2 当会社の臨時株主総会は、取締役の過半数の一一致又は株主の過半数の同意が得られた場合にこれを招集することができる。

(招集手続きの省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第16条 株主総会は、本店所在地又はその隣接地において開催する。ただし、その地で開催できない特段の事情がある場合、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の同意によって、その他の地において開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができる全ての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取 締 役

(取締役の員数)

第22条 当会社は、取締役10名以内を置き、内1名の非業務執行取締役を置くことができる。

(取締役の資格)

第23条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する

- 2 前項に規定に関わらず、必要に応じて株主以外の者から選任することを妨げない。
- 3 前2項に規定に関わらず、非業務執行取締役は、株主以外の者から選任するものとし、当会社の業務執行を監督する。

(取締役の選任)

第24条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第25条 取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第27条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役社長1名、常務取締役1名を選定する。
- 4 代表取締役社長に事故があるときは、常務取締役がその職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 取 締 役 会

(取締役会の設置)

第29条 当会社は、取締役会を設置する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第30条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第31条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第32条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第33条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第6章 監査役

(監査役の設置)

第34条 当会社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第35条 当会社の監査役は2名以内とする。

(監査の範囲)

第36条 監査役の権限は、会計に関するものに限定する。

(監査役の選任)

第37条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第38条 監査役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

- 2 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。
- 3 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当会社の第1回の事業年度は、会社成立の日から平成31年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記定款は、静岡県掛川市久保二丁目22番14号合同会社掛川電気引込工事センターの商号を変更して株式会社とするにつき作成したものであって、商号変更が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

株式会社 掛川電気引込工事センター

【運営規定】

(株主の資格)

- 第1条 1. 株主は中部電力株式会社掛川営業所及び磐田営業所管内に事業所を有し、電気工事業の業務に関する法律による電気工事業者登録を受けたものとする。
 2. 現在の(同)掛川電気引込工事センターの出資者は全員が株式会社掛川電気引込工事センターの株主となり、出資金も現在の同額で移行する。
 3. 当会社の株主になろうとする者は、当該地区取締役の推薦により、当会社の取締役会にて諾否を決する。
 また、当会社の株主は、同時に掛川電気工業協同組合に加入するものとする。

(株主の出資金・費用)

- 第2条 前条の承諾を得たものは、遅滞なく出資金の全額の払込みをしなければならない。
 出資証券は株式会社掛川電気引込工事センターとして新たに現在の株主全員に渡さなければならない。
 現在の合同会社掛川電気引込工事センターの出資証券は無効とする。
 出資金は一株、1万円とし、最大10株までとする。
 その他の費用は以下のとおりとする。
- | | |
|---------|---------|
| 電気使用申込簿 | 1,500 円 |
| 安全作業必 | 756 円 |
| 内線工事便覧 | 2,000 円 |

(共同受注契約と「引込線・計器工事」)

- 第3条 株主の資格を有したものは、当会社と共同受注契約を締結しなければならない。
 また、「引込線・計器工事」を行うには、センターの技能認定を取得しなければならない。

(会 費)

- 第4条 共同受注契約を締結したものは以下に定める会費を支払わなければならない。

会費

- ・ 平等割 (共同受注規程による)

協力工事店D	800 円
協力工事店D以外	1,600 円
 - ・ 賦課割 施行工事（申込）の口数に応じて納付する（協定書の工事管理手数料）。

賦課割は以下のとおりとする。

低圧	1 件につき	100 円
高圧	1 件につき	2,000 円
 - ・ 電気使用申込は、インターネット申し込みとする。
 - ・ なお必要に応じ、取締役会の決議を経た上で臨時会費を徴収することができる。
- 会費は、会員が脱退する時でもこれを返還しない。
- 会費の納入は、毎月末日までとする。

(株主の責任)

第5条 株主は次の場合に株主としての権利がなくなる。

1. 第3条の資格を喪失したとき。
2. 長期間に亘り電気工事を行わなかった時。
3. 自己の都合による時。
4. 除名されたとき。
5. 株主が会社の目的に反するような行為をしたとき、その他会社の信用を失うような行為をした時

(会議)

第6条 会議は総会、取締役会、役員会、経営会議とする。

また、代表取締役社長は上記会議を招集し、取締役は全員出席する義務があり、組織運営上必要な事項を決議する。

(選任)

第7条 1.取締役候補の選出は各ブロックで、1名を選出する。

選出方法は選挙とし、自から立候補された方、または推薦された方に
ブロック内において記名投票を実施し、事務局は票を回収する。
事務局は選挙管理委員会を立ち上げ、選挙結果を報告し、
選挙管理委員会がブロック内役員候補を決定する。

2.取締役は6名及び社外取締役1名の合計7名で構成する。 代表取締役社長の決定は取締役全員による記名投票を実施して決定する。

また、社外取締役は代表取締役社長が指名し、本人の承諾後に任命される。

3.会計監査対応の監事は掛川電気工業協同組合の監事2名を委嘱任命する。

4.役員会における参与《中部電力(株)、(財)中部電気保安協会》は代表取締役社長が指名し任命する。

(委員会)

第8条 取締役の諮問機関として必要に応じて各種委員会を置くことができる。

(役員報酬)

第9条 取締役の年間手当

取締役の手当は次のとおりとする。

(月間金額)

- | | |
|----------|-------|
| ・代表取締役社長 | 3万円/月 |
| ・常務取締役 | 1万円/月 |
| ・取締役 | 2千円/月 |

(支払い)

- ・毎年、執行年度翌年の総会後に付与する
- ・平成30年度執行分から支払う（平成31年5月の総会後に付与する）

(旅費・日当)

第 10 条 旅費・日当規程は以下のようにする。

会社の用務で出張する場合は、次の区分により旅費を支給する。

(1)交通費

実費（新幹線含む）

但し、県等から支給された場合は、重複してこれを支給しない。

自家用車の場合は走行距離によって計算する。

計算方法は別に定める。

なお、職員の旅費については別途旅費規程にて定める。

(2)日当

下記のとおりとする。

県から個人に支給された場合は、これを支給しない。

又、県の役員に就いている場合は、県を代表する用務には支給しない。

支払方法については取締役会にて決定する。

イ. 県内、一日以内 8,000 円

ロ. 県外、一日以内 10,000 円

ハ. 宿泊は実費、但し上限 20,000 円とする。

ニ. 技能認定と技能オリンピックにおける昇柱訓練または耐電圧試験の指導・支援者には
10,000 円/半日 20,000 円/一日を支給する。

なお、屋外での研修・講習の支援者に関しても同様とし、会議と重なった場合は会議費
の支払いはしない事とする。

職員の日当については別途規程にて定める。

(3)その他の場合は取締役会において別途、定める。

(褒賞、慶弔)

第 11 条 株主への褒賞、慶弔は以下のようにする。

1. 表彰

その都度、取締役会にて決定する。

2. 不祝儀

(イ) 役員の場合

弔慰金と供花代で 30,000 円

(ロ) 役員の配偶者及び生計を一にする両親

弔慰金と供花代で 20,000 円

(ハ) 役員の子供で次のいずれかに該当する場合

役員の子供、役員の電気工事業を継承する者

弔慰金と供花代で 20,000 円

(二) 株主の場合

弔慰金と供花代で 20,000 円

(ホ) 株主の配偶者及び両親

弔慰金と供花代で 20,000 円

(ヘ) 株主の子供で次のいずれかに該当する場合

株主と子供、株主の電気工事業を継承する者

弔慰金と供花代で 20,000 円

3.病気、災害被害等の場合

(イ) 災害見舞（火災、水害等）

程度によりその都度、取締役会で決定する

(ロ) 病気、羅災見舞（店主に限る）

1ヶ月以上の入院に限り 10,000 円

(議決権)

第 12 条 1 株=1 議決権が定義となる。

第 13 条 (変更)

この規定の第 2 条のその他の費用、第 4 条の会費、第 10 条は取締役会の決議において
変更する事ができる事とする。

それ以外は取締役会の全員の決議及び株主総会の過半数をもって行う。

(その他)

第 14 条 本規定に定めていない事項については、取締役会にて決定する。

上記規定は、静岡県掛川市久保二丁目 22 番 14 号合同会社掛川電気引込工事センターの
商号を変更して株式会社とするにつき作成したものであって、商号変更が効力を生じた日から、
これを施行するものとする。

(初版)平成 30 年 月 日制定

平成29年度 教育訓練委託契約に基づく実施計画書 兼 結果報告書

No. 60
案

実施計画 平成29年 3月31日
結果報告 平成30年4月5日
合同会社 掛川電気引込工事センター
作成 掛川電気工業協同組合 事務長 水野智義

実施項目	具体的取組内容	必要経費(万円)	項目	実施時期(計画:● 実施:■)										取組結果
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
技能取得訓練	技能認定ランクアップ・新規取得に伴う訓練の実施(含む昇柱訓練)	20	予定実施	●	■			■	●	■	■			Sランクアップ訓練参加者6名、新規参加者21名、昇柱訓練参加者21名
技能維持	技能維持のための訓練の実施(含む昇柱訓練)	125	予定実施	■	■			■	●					技能維持訓練参加者254名、昇柱訓練参加者164名
技能維持(フォロー)	技能維持のための昇柱訓練の実施(フォロー)(含む初心者)	5	予定実施	■									●	フォロー対象者なし
安全教育	中部電力提供資料による店主安全教育	4	予定実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●		参加者105名
安全パトロール	安全パトロールによる機能維持(S 1回以上/年、A・B・C 10%以上/年)	30	予定実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■		現場8、店舗24
技能オリンピック	安全・技術講習及び課題の講評	100	予定実施	■	■	●	●							選手4名、支援者8名
委託安全推進会議	県の基本計画に基づき取り組の検討実施問題等の結果検証	6	予定実施	●	●								●	参加者14名
高圧又は特別高圧電気取り扱い業務に係る特別教育	(県)協力会の共同受注業務規程のコンプライアンスとして受講	0	予定実施	■										2日間の対象受講者38名
			予定実施											
			メモ											
	H29年度 計(万円)	290	366	※県協力会からの教育委託費 ￥489,400										

主

No.
料
資

平成30年度 教育訓練委託契約に基づく実施計画書

実施項目	具体的取組内容	実施時期(計画:● 実施:■)												取組結果		
		予算	実績	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
技能取得訓練	技能認定ランクアップ・新規取得に伴う訓練の実施（含む昇柱訓練）	10		予定					●	●						
技能維持	技能維持のための昇柱訓練の実施（含む昇柱訓練）	146		予定	●				●	●						
技能維持（オロー）	技能維持のための昇柱訓練の実施（オロー）（含む初心者）	5		予定							●					
安全教育	中部電力提供資料による店主安全教育	19		予定							●					
安全パトロール	安全パトロールによる機能維持（S 1回以上／年、A・B・C 10%以上／年）	15		予定					●	●	●	●	●			
技術研修会	安全・技術講習及び課題の講評	17		予定							●					
委託安全推進会議	県の基本計画に基づき取り組の検討実施・問題等の結果検証	5		予定	●				●							
職長教育	(県協力会の共同受注業務規程のコンプライアンスとして新規取得者の受講	27		予定	●											
				予定												
				実施												
				メモ												
H30年度 計(万円)	244	0		※県協力会からの教育委託費<28年度(技術研修会年度)実績> ¥595,300												

実施計画 平成30年 3月 31日
結果報告 平成31年 4月 日
合同会社 掛川電気引込工事センター
作成 掛川電気工業組合 事務長 水野智義



理事長	代表社員	事務長	報告者
		六 月 子	小野

【 掛川電気引込工事センター 月次報告書 】
期間：平成30年 2月1日～2月28日

●伝票付託枚数 中部電力(株) ⇒ センター

	掛川営業所	磐田営業所	計
寺井電機	311	17	328
浜電工業(株)	197	29	226
(有)中泉電気工業	0	208	208
計	508	254	762

●協力工事店へのスイッチング工事 付託枚数 ※上記に含まず

	掛川営業所	磐田営業所	計
(有)竜東電気工事商会	0	38	38
計	0	38	38

協力工事店へのスイッチング工事発注に関して透明性・公平性が欠如している問題については、協力工事店から公募する方向で調整を進める。

●竣工実績(施工件数)

	引込線工事	計器工事	スイッチング工事	点検・改修工事	計
寺井電機	242	118	44	14	418
浜電工業(株)	183	76	35	5	299
(有)中泉電気工業	184	98	1	11	294
計	609	292	80	30	1011

●手直票の発行状況

	内容	結果
浜電工業(株) 計2件	支持点耐張ストラップの向きを、曲がりが内側でなく外側になるように変更してください。	手直し完了済
	先方BOX内に施設されたSM120A計器電源側ケーブルに、計器用絶縁端末キャップが未取付けです。	手直し完了済

寺井電機(株)
(有)中泉電気工業 } ありませんでした。

●クレーム、その他

	内容	対応
(有)中泉電気工業 クレーム1件	太陽光新設のメーター交換工事にて、伝票取扱いに不備があり、施工期限を1日超過しお客様へご迷惑をかけた。 (別紙「クレーム報告書」を添付します。)	中部電力(株):苦情連絡の翌日(2月15日)にお客様宅訪問し、謝罪した。 センター:お客様への直接の謝罪は、中部電力(株)の意向により実施していない。中部電力(株)からお客様への謝罪翌日(2月16日)、鈴木代表社員・小野(2名)にて中部電力(株)磐田営業所を訪問のうえ契約課へ謝罪した。 (中部電力の意向:お客様は特に中部電力(株)の管理能力を問題視しており、中部電力(株)からの謝罪でお客様は納得された為、これで対応完了とした。)

寺井電機(株)
浜電工業(株)

} ありませんでした。

理事長	代表社員	事務長	報告者
		水野	小野

【 掛川電気引込工事センター 月次報告書 】

期間：平成30年 3月1日～3月31日

●伝票付託枚数 中部電力(株) ⇒ センター

	掛川営業所	磐田営業所	計
寺井電機	367	25	392
浜電工業(株)	300	28	328
(有)中泉電気工業	0	321	321
計	667	374	1041

●協力工事店へのスイッチング工事 付託枚数 ※上記に含まず

	掛川営業所	磐田営業所	計
(有)竜東電気工事商会	0	41	41
計	0	41	41

協力工事店へのスイッチング工事発注に関して透明性・公平性が欠如している問題については、協力工事店から公募する方向で調整を進める。

公募実施時期については、センター代表社員と事務局で検討中である。

●竣工実績(施工件数)

	引込線工事	計器工事	スイッチング工事	点検・改修工事	計
寺井電機	278	125	55	1	459
浜電工業(株)	197	81	19	9	306
(有)中泉電気工業	202	114	0	8	324
計	677	320	74	18	1089

●手直票の発行状況

寺井電機(株)
浜電工業(株)
(有)中泉電気工業

} ありませんでした。

●クレーム、その他

寺井電機(株)
浜電工業(株)
(有)中泉電気工業

} ありませんでした。

代表社員	理事長	事務長
		小野 里予

【議事録】

作成者: 小野
平成 30 年 4 月 16 日

会議名	センターア会議	
開催日時	2018 年 3 月 30 日(金) 16:00~17:50	
場所	掛川電気会館 2 階会議室	
出席者 (計 8 名)	直営班	: 寺井電機(寺井会長) 中泉電気(寺井社長、寺井将晃さん) 浜電工業(沖祥博さん)
	センター	: 鈴木代表社員、松田業務執行社員、鶴田業務執行社員、小野
欠席者 (計 1 名)	直営班	: 寺井電機(株)(小林社長)

議題1:引込線点検・劣化張替え工事について

◆センター事務局 小野より以下の項目①②について説明し、出席者は全員了解した。

①平成 29 年度 引込線点検・劣化張替え工事の実績報告

- ・掛川センターとして、予算達成まで 49 条不足の状態で H29 年度が終了した。
- ・達成出来なかった原因としては、「点検」のみで張替え不要の現場が中部電力(株)の想定よりも多く、出向しても実績に結び付きにくいこと、また年度の途中で中部電力(株)において予算に対する方針転換があり、センターとして予算達成に向けて 12 月より対応開始したが、年度末までに間に合わなかったことがあげられる。

②平成 30 年度 引込線点検・劣化張替え工事の予算達成に向けて

- ・掛川センターとして、1828 条の予算を 3 社でほぼ均等割りとする。
- ・前年度と同様に、出向しても点検のみで実績に結びつかない現場が多いと思われる為、早めに取り組むこと。
(年度末の繁忙期までに予算達成するように。)
- ・センターとして実績の確認・指導を隨時行ない、直営班と協力し予算達成を目指す。

議題2:工事情報電子化について

◆センター鈴木代表社員より、中部電力(株)の工事情報電子化について最新情報を報告し、出席者全員で共有した。

- ・4 月 4 日(水)に、中部電力(株)の増田副長が電子化についてセンター事務局と直営班 3 社に直接説明を行なう為、各社 1 名参加のこと。
- ・当初は施工班毎に 3 つ(寺井電機(株)、浜電工業(株)、(有)中泉電気工業)のカレンダーが出来る予定だったが、結局、中部電力(株)の営業所毎のカレンダーになるという情報がある(増田副長より)。

⇒掛川営業所のカレンダーは寺井電機(株)と浜電工業(株)の2社で、磐田営業所のカレンダーは(有)中泉電気工業と浜電工業(株)の2社で、それぞれ共有となる見込み。

・増田副長より、1日あたりの施工上限数を4月6日までに支店に報告する必要があるとの話も聞いている。

◆直営班より

- ・カレンダーを複数の直営班で共有となると、1日あたりの施工上限数の設定がより難しくなる。
- ・1日あたりの施工上限数は、4月4日の説明を聞いてから検討したい。⇒センター鈴木代表社員了解。

議題3:その他

①◆寺井電機(株)寺井会長より、計器取替の現場でブレーカーが落ちた時の対応について報告あり

(内容)

- ・計器取替(既設:120A電子メーター、新設:SM60A)施工後、帰宅したお客様から「停電している」と中部電力(株)へ連絡があり、ブレーカーが落ちていたことがわかった。
- ・お客様には寺井電機(株)より即連絡し、対応完了している。
- ・施工後にスマートメーターの点灯確認も実施し、ブレーカーは落ちていないと判断したが、結果として今回の現場では太陽光が発電していたことでメーターの点灯が正常になっていた。
- ・中部電力(株)配電検査へ相談の上で対策を検討したが、「留守宅の施工で送電している太陽光がある時は施工しない」という事が有効ではないか。
- ・今後このような現場は増えると予想され、センターとして対策が必要ではないか。

◆浜電工業(株)、(有)中泉電気工業より

- ・「お客様が留守の時は施工しない」という対策は、施工期限がある為、現実的ではない。
- ・(有)中泉電気工業では、120Aに限っては留守では施工しないようにしている。
- ・外にコンセントがあれば、そこで電圧をあたるという方法もある。
- ・施工の際にブレーカーが落ちる可能性について、中部電力(株)から工事店・お客様へPRしてもらう必要があるのではないか。
⇒センター鈴木代表社員より中部電力(株)へ要望を伝える。
- ⇒結果、増田副長より契約課内で周知および今後はPR対応していくとの回答をいただいた。

②◆センター事務局 小野より、Sランク維持訓練への支援について直営班へ改めて要請を行ない、出席者全員の了解を得た。

- ・指導員として、各社1名ずつ支援を依頼。

寺井電機(株)寺井会長、浜電工業(株)沖祥博さん、(有)中泉電気工業 寺井将晃さんの3名で決定した。

- ・市川副長と検討した結果、支援を依頼するのは4月17日・4月19日両日の午前のみとする。
(午後は受講人数が少ない為)

※直営班より、午前のみの支援の為、昼食の扱いについて質問を受けた。

⇒松田業務執行社員より、昼食を手配する旨を回答した。

③◆センター事務局 小野より、センターと直営班の連絡方法について改善を提案し、出席者全員の了解を得た。

・一部の直営班との間で、センターからの連絡事項が上手く伝わらない事象が数件発生した為、センターから連絡方法の改善を提案した。

(現状の連絡方法)

寺井電機(株)…メール (センターが送信した内容について「了解」と返信が届く)

浜電工業(株)…FAX (センターが送信した内容について、受信・了解確認はとっていない)

(有)中泉電気工業…FAX (")

・今回問題があったのはFAXによる連絡で、直営班においてFAXの見落としがあった。
(内容は、施工日程や計器宅配日の変更など)

(改善案)

・連絡方法にかかわらず、センターからの連絡事項について了解した証を残す為に、必ず直営班の確認者がサイン(または押印)の上でセンターへ返信を行なうこととする(即日実施)。

議題 4:直営班施工区域の改善について

◆センター鈴木代表社員より

・直営班 3 社に対して、平等割りのプランを提案しているが、3 社が納得出来るように話し合いの上で修正を加えていく。
・電子化までに改善案を決定する必要があり、5 月末を目途とする。

次回センター会議 :平成 30 年 5 月 1 日(火) 16:00 開始

上記内容について、合同会社掛川電気引込工事センター直営班の了解を得られました。

寺井電機株式会社 代表取締役会長 寺井 道雄 ㊞

浜電工業株式会社 代表取締役 松田 良克 (代理) 沖 祥博 ㊞

有限会社中泉電気工業 代表取締役社長 寺井 邦夫 ㊞

合同会社掛川電気引込工事センター協力工事店A、B、C
 < 4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月 工事件数 >

※協力工事店A、B、Cが中部電力株式会社の管内で施工し、検査を完了した工事件数

工事店コード	工事店名	工事店ランク	中電検査完了件数				
			4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	計
24001	(有)秋山電機工業所	A	16	29	35	21	101
24002	(株)阿形電気	A	36	382	55	23	496
24004	(株)内田電設	A	47	15	28	18	108
24005	増田電気商会	C	0	0	0	0	0
24014	(有)川村電気設備	A	46	52	61	45	204
24015	共栄電気工業所	B	13	25	12	9	59
24018	(株)齊藤電気	A	28	30	227	35	320
24019	(株)三和電設	A	115	50	66	46	277
24020	(有)佐々木電気	C	0	1	3	1	5
24023	(有)松英電気設備工業所	A	30	17	23	13	83
24024	(有)政和電気	A	16	44	49	53	162
24025	(有)正晃電設	A	46	38	54	41	179
24026	(同)岡本電気工事店	B	2	4	9	4	19
24027	(株)中遠電気	A	12	69	45	23	149
24028	土井電気工事(株)	A	21	28	27	43	119
24029	(有)中上電工社	A	8	12	19	9	48
24030	浜電工業(株)	A	38	39	18	24	119
24031	浜岡テレビ協業組合	B	2	2	0	3	7
24032	平田電気商会	B	20	3	3	2	28
24036	藤田電気工事	C	1	5	3	5	14
24037	堀之内電気商会	B	6	26	7	0	39
24038	(有)牧田電気工業所	A(5月末脱退)	8	—	—	—	8
24039	(有)松浦電気設備		18	42	8	7	75
24040	栗山電気	C	3	11	3	5	22
24042	村瀬電気工事	B	7	2	3	4	16
24043	(有)ツルタ電気	B	14	7	11	5	37
24044	山内電気商会	A(2月末脱退)	5	24	14	3	46
24045	(有)岩瀬電気工業		3	3	408	2	416
24048	名倉電気工事	B	10	23	12	8	53
24049	(有)児玉電気	C	4	7	2	4	17
24051	(有)地代電気	C	14	4	8	0	26
24052	鈴木電設	B	31	17	17	29	94
24055	(有)佐藤電気工業社	A	21	129	31	22	203
24057	(有)大石電工社	A	17	58	29	13	117
24058	(有)中村電気設備	A	71	53	68	61	253
24059	(有)東伸電設	C	0	0	0	0	0
24061	(有)北島電気工業	A	35	50	25	21	131
24065	榛葉電気工業所	C	0	0	0	0	0
24069	池本電気工事	B	4	9	3	5	21
24070	(有)裕和電設	A	115	147	105	110	477
24076	小谷電気	C	5	11	3	0	19
24079	(株)田嶋電気工業所	A	74	42	122	88	326
24081	タカヨシ電設	C	10	9	5	3	27
24082	(有)松永電工	B	107	69	50	42	268
24083	赤堀電設	C	1	1	3	2	7
24084	木村電気	C	20	38	53	20	131
24087	高橋電気	C	16	10	14	13	53
24088	マルヨシ電気店	C	4	4	2	2	12
24089	S K 電気商会	C	2	2	7	3	14
24101	藤下電器	C	2	2	1	1	6
24102	トモエ電気	C	69	52	20	21	162
24103	(株)鳥羽電気	A	21	21	401	26	469
24106	山名電気	B	4	16	4	13	37
24107	西山電気	C	12	17	6	8	43
24110	(有)水野電器	C	20	5	0	1	26
24303	(有)アサヒ電機	C	2	7	1	3	13

工事店コード	工事店名	工事店ランク	中電検査完了件数				
			4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	計
24304	内山電気商会	C	14	15	13	9	51
24305	(有)榎本電気工業社	C	1	1	2	0	4
24307	(有)遠州電気工事	B	22	27	21	568	638
24312	光生電気設備(有)	A	56	37	20	30	143
24315	昭和電気工事(株)	B	11	11	9	13	44
24323	福田電気商会	B	2	0	0	0	2
24325	前島電気工事(株)	A	51	32	45	32	160
24327	(有)村越電気工業社	B	11	7	5	9	32
24329	(有)よこいデンキ	B	2	2	0	7	11
24330	(有)竜東電気工事商会	B	0	2	7	5	14
24331	鈴木電気工事	B	0	9	0	0	9
24334	(有)興豊電気工事	B	3	2	10	8	23
24335	山中電気工事	B	4	3	0	5	12
24340	(有)恵電社	A	25	26	31	15	97
24342	(有)木下設備	C	3	9	5	10	27
24345	(有)ナガタ電気工業所	A	18	33	20	8	79
24346	(有)祥浩電気工業所	B	1	7	7	2	17
24347	岩田電気工事	C	21	13	21	15	70
24352	石晃電気設備	B	58	32	10	2	102
24353	山崎電気	A	24	41	24	31	120
24356	市川電機	B	8	25	28	11	72
24358	稻垣電機	B	24	16	16	14	70
24359	杉田電機	C	23	13	24	21	81
24360	村松電設	C	0	0	0	0	0
24361	(株)キタイ電気	A	10	29	24	39	102
24364	あおでんき工房	C	5	1	1	9	16
24366	(有)愛電社	A	0	0	0	0	0
24367	深田電気	B	9	8	23	20	60
24368	(株)赤松電気	C	10	5	6	6	27
24371	(有)共栄通信	C	0	0	0	0	0
24501	(有)モンヤ電気	B	21	56	13	22	112
24502	(株)小澤電業所	A	18	35	23	47	123
24505	(有)加陽電気	B	18	16	11	14	59
24506	郷中電気(株)	B	9	16	4	8	37
24507	(有)佐藤デンキ	B	12	12	15	3	42
24508	(株)鈴木電気商会	A	45	34	29	45	153
24510	中部電気商会	C(12月末脱退)	19	59	20	3	101
24512	中村電気工事(株)	C	0	0	1	0	1
24516	(有)小川電気店	C	5	42	15	6	68
24517	マルス電機	B	2	4	5	1	12
24518	(株)立正電気	A	18	18	6	10	52
24520	(有)テラデン	A	18	64	17	16	115
24522	竹下電気工事社	C	0	0	1	0	1
24524	大豊電気(株)	A	30	38	14	37	119
24525	弘和電業	B	4	14	3	5	26
24528	(株)大王	C	2	8	25	6	41
24529	二興電気工事	B	1	2	13	6	22
24532	(有)名倉電気	C	26	11	4	2	43
24533	(株)トラスト	A	37	44	20	27	128
24534	タケトミ電気	C	0	0	0	0	0
24535	(株)三電工	B	4	5	2	3	14

(4月～6月) (7月～9月) (10月～12月) (1月～3月) 計

協力工事店A	1176	1760	1775	1075	5786
協力工事店B	464	521	341	857	2183
協力工事店C	317	366	680	181	1544
合計	1957	2647	2796	2113	9513

『安全作業必携』に基づく、作業責任者（地上含め）の監視・指導の徹底
および作業者の基本ルールを徹底し、災害を撲滅する

平成29年度の安全管理は、この基本計画に基づき各県協力会において具体的な施策を推進し、作業災害および公衆災害の防止に万全を期する。

1 基本計画

昇降柱訓練・教育訓練、安全ペトロールなどを通して、「安全作業必携」等に定められた基本事項の遵守を徹底し、基本的に忠実な作業の達成を図るとともに、協力会組織見直しを着実に推進していくことにより、作業災害（墜落・転落、感電災害）および公衆災害を撲滅する。

2 実施項目

（1）基本事項の遵守の徹底

- 店主・作業責任者は、作業者に対して、作業内容と有資格者を明確にした的確な指示、助言を確實に行う。
- 店主・作業責任者は、作業者に対する昇降柱訓練・教育訓練は、実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムを反映するとともに、所定の回数・時間での実施および受講を徹底する。
- 安全ペトロールは、計画的に実施するとともに、重点事項の指導を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローにより改善状況を確認する。

（2）協力会組織見直しの着実な推進

- 引込工事センターの直営施工能力を整備し組織全体の安全施工体制を推進するとともに、工事店、個人の技能レベルに応じた施工範囲の遵守を図る。
- 訓練主催者・パートナーラー者の意識改革（契約元の責務、教育訓練・安全ペトロールの意義を再認識）を図る。

3 具体的内容

（1）諸施策の展開

実 施 事 項	徹 底 内 容
有資格者（施工区分）による委託作業への従事の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者による作業者への作業内容と有資格者を明確にした作業指示の徹底 ◆委託工事に従事する作業者に変更があった場合には、速やかに中部電力へ届け出るとともに、昇降柱訓練・教育訓練を受講したうえで従事旨の徹底
無墜落柱上安全帯の確実使用と基本動作の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（住上作業）」、「訓練プランニングシート」、「災害事例集」を活用した無墜落柱上安全帯の確実使用の徹底 ◆補助フック取付位置（取付できる箇所・できない箇所）、安全帯の確実使用の徹底 ◆移動時、検電前における補助鋼線の確実使用の徹底 ◆引込工事2名以上の実施（監視者の設置）の徹底
保護具・防具の確実使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（住上作業・計器作業）」を活用した保護具の確実使用の徹底 ◆アームターバンド、弱電、メッセンジャー・ワイヤーを含めた検電の確実実施の徹底
検電の確実実施の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（住上作業）」を活用した検電の確実実施の徹底 ◆アームターバンド、弱電、メッセンジャー・ワイヤーを含めた検電の確実実施の徹底
安全帯D環付近への本フック取付け時の錯覚しやすい物等の装着禁止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者による「無墜落柱上安全帯」の定期点検実施の徹底 ◆教育訓練時ににおける安全帯D環付近のチェック
低圧活動（接道）作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主による安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の内容の徹底
梯子・脚立の確実な固定の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（梯子・脚立使用時）」、「訓練プランニングシート」、災害事例（災害事例集）を活用した現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底 ◆作業用梯子（改良型）（連合会推薦品）の効率的活用の徹底

『安全作業必携』における作業責任者・作業者の任務をそれぞれが果たし、感電を始めとする作業災害を撲滅する。

平成30年度の安全管理は、この基本計画に基づき各県協力会において具体的な施策を推進し、作業災害および公衆災害の防止に万全を期する。

1 基本計画

昇降柱訓練・教育訓練、安全ペトロールなどを通して、「安全作業必携」等に定められた基本事項の遵守を徹底し、基本上に忠実な作業の達成を図るとともに、協力会組織見直しを着実に推進していくことにより、作業災害（墜落・転落、感電災害）および公衆災害を撲滅する。

2 実施項目

（1）基本事項の遵守の徹底

- 店主・作業責任者は、作業者に対して、作業内容と有資格者を明確にした的確な指示、助言を確實に行う。
- 共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は、実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムを反映するとともに、所定の回数・時間での実施および受講を徹底する。
- 安全ペトロールは、計画的に実施するとともに、重点事項の指導を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローにより改善状況を確認する。

（2）協力会組織見直しの着実な推進

- 引込工事センターの直営施工能力を整備し組織全体の安全施工体制を推進するとともに、工事店、個人の技能レベルに応じた施工範囲の遵守を図る。
- 訓練主催者・パートナーラー者の意識改革（契約元の責務、教育訓練・安全ペトロールの意義を再認識）を図る。

3 具体的内容

（1）諸施策の展開

実 施 事 項	徹 底 内 容
有資格者（施工区分）による委託作業への従事の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者による作業者への作業内容と有資格者を明確にした作業指示の徹底 ◆委託工事に従事する作業者に変更があった場合には、速やかに中部電力へ届け出るとともに、昇降柱訓練・教育訓練を受講したうえで従事旨の徹底
無墜落柱上安全帯の確実使用と基本動作の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（住上作業）」、「訓練プランニングシート」、「災害事例集」（災害事例集）を活用した無墜落柱上安全帯の確実使用の徹底 ◆補助フック取付位置（取付できる箇所・できない箇所）、安全帯の確実使用の徹底 ◆移動時、検電前における補助鋼線の確実使用の徹底 ◆引込工事2名以上の実施（監視者の設置）の徹底
保護具・防具の確実使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（住上作業）」を活用した保護具の確実使用の徹底 ◆アームターバンド、弱電、メッセンジャー・ワイヤーを含めた検電の確実実施の徹底
検電の確実実施の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（住上作業）」を活用した検電の確実実施の徹底 ◆アームターバンド、弱電、メッセンジャー・ワイヤーを含めた検電の確実実施の徹底
安全帯D環付近への本フック取付け時の錯覚しやすい物等の装着禁止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者による「無墜落柱上安全帯」の定期点検実施の徹底 ◆教育訓練時ににおける安全帯D環付近のチェック
低圧活動（接道）作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主による安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の内容の徹底
梯子・脚立の確実な固定の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準（梯子・脚立使用時）」、「訓練プランニングシート」、災害事例（災害事例集）を活用した現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底 ◆作業用梯子（改良型）（連合会推薦品）の効率的活用の徹底

注)「赤字（コシック体）」は、表記の「平成29年度」と対比して、表記等を追記・修正した箇所または、（株）静岡県電気工事協力会として取組む事項を示す。

平成29年度と対比して、表記等を追記・修正した箇所または、（株）静岡県電気工事協力会として取組む事項を示す。

平成25年度より「災害事例集」を配付したため追記する。

平成25年度の墜落死亡災害を踏まえ追記する。

平成25年度の墜落死亡災害を踏まえ追記する。

平成25年より「災害事例集」を配付したため追記する。

平成25年度の墜落死亡災害を踏まえ追記する。

平成25年より「災害事例集」を配付したため追記する。

平成26年より「災害事例集」を配付したため追記する。

高所作業車の的確な使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 使用前の作業確認規制装置および緊急停止装置などの動作確認の徹底 ◆ 訓練プランニングシート、安全作業必携を活用したアワトリガードの確実な張出・固定・収納、輸止めの確実な使用、車両のギア（変速機）の中立状態確認の徹底
柱上作業における作業責任者の任務	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高所作業車の配置状態・作業状態の作業監督者の指示・監視の徹底 ◆ 高所作業車搭乗時の安全帯〔胴綱〕使用の徹底

柱上作業における作業責任者の任務	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高所作業車搭乗時の安全帯〔胴綱〕使用の徹底 ◆ 高所作業車の配置状態・作業状態の作業監督者の指示・監視の徹底
柱上作業者に対する「ゴー・ストップ」の施行の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 柱上作業者に対する「ゴー・ストップ」の施行の徹底
作業区域内への公衆の進入防止を目的とした標識類の設置の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高所作業車（フレーム下含む）および柱直下のセフティーコーン・フレーン等の併用による作業区域の適正確保の徹底
法令遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全教育用ビデオなどを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底
災害ならびに施工不完全事故発生時の速やかな報告の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 店主による安全作業必携「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容

実現場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練の確実な実施および受講（1回／毎年、所定の時間で開催） ＊協力工事店C（音器）への教育訓練についても、全てを対象に1回／毎年開催する。
「安全作業標準」、「訓練プランニングシート」および災害事例集（災害事例集）を活用した基本事項の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「安全作業標準」、「訓練プランニングシート」および災害事例集（災害事例集）を活用した基本事項の徹底
実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムの充実（引込線の接続、保護具・防具の取付、梯子の固定、 高所作業車の設置 、 作業区域確保 等）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムの充実（引込線の接続、保護具・防具の取付、梯子の固定、高所作業車の設置、作業区域確保等） ＊昇降柱訓練においては、待機時間等を有効活用する。
従業員名簿による受講対象者（引込線・音器作業従事者）の確実な確認	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 従業員名簿による受講対象者（引込線・音器作業従事者）の確実な確認
*訓練主催者は、訓練中の災害・事故等の可能性を考慮し、訓練受講者への傷害保険の適用について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ＊訓練主催者は、訓練中の災害・事故等の可能性を考慮し、訓練受講者への傷害保険の適用について検討する。

(3) 安全パトロールの効果的な運用

(4) 規定期回数を考慮した実施計画の策定

安全パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全パトロール指摘印領票を活用した指摘印領の定期的把握・分析
直近の昇降柱訓練・教育訓練、再パトロールによる重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフローの実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 直近の昇降柱訓練・教育訓練、再パトロールによる重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフローの実施
同種災害撲滅に向けた再発防止策等の共有化情報の水平展開	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 同種災害撲滅に向けた再発防止策等の共有化情報の水平展開
平成29年度は、「パトロールの最重要項目として「高所作業車での安全作業・作業区域確保（チェック項目のNo.63として追加）」、「安全帶・胴綱の使用状況」、「作業責任者の指示・監督」を設定	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成29年度は、「パトロールの最重要項目として「高所作業車での安全作業・作業区域確保（チェック項目のNo.63として追加）」、「安全帶・胴綱の使用状況」、「作業責任者の指示・監督」を設定
*最重要項目については、パトロール者が特に意識してチェックし、問題が確認された場合には「作業を中断させてその場で指導する」などにより安全意識向上を徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> ＊最重要項目については、パトロール者が特に意識してチェックし、問題が確認された場合には「作業を中断させてその場で指導する」などにより安全意識向上を徹底する。

(4) 協力会組織見直しの着実な推進

(4) 協力会組織見直しの着実な推進

安全措置を要する引込工事センターや直當班での施工の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全措置を要する引込工事センターや直當班での施工の推進
工事店個人の技能ランクに応じた施工範囲の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事店個人の技能ランクに応じた施工範囲の遵守
訓練主催者、パトロール者の意識改革による教育訓練、安全パトロールの充実化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訓練主催者、パトロール者の意識改革による教育訓練、安全パトロールの充実化
*県協力会または引込工事センターは、パトロールにおける指摘状況や災害事例等を踏まえて安全スローガンを作成するなどにより、意識改革を図る。なお、電力は引き続き教育訓練、安全パトロールに協力する。	<ul style="list-style-type: none"> ＊県協力会または引込工事センターは、パトロールにおける指摘状況や災害事例等を踏まえて安全スローガンを作成するなどにより、意識改革を図る。なお、電力は引き続き教育訓練、安全パトロールに協力する。

以上

柱上作業における作業責任者の任務	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の繰り返しによる徹底 ◆ 柱上作業者に対する「ゴー・ストップ」の施行の徹底
作業区域内への公衆の進入防止を目的とした標識類の設置の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高所作業車（フレーム下含む）および柱直下のセフティーコーン・フレーン等の併用による作業区域の適正確保の徹底
法令遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全教育用ビデオなどを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底
災害ならびに施工不完全事故発生時の速やかな報告の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 店主による安全作業必携「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容

平成26年より「災害事例集」

を配付したため記述する。

「職長教育」の補完教育および新規の受講について

1. 職長（RST）教育（新規）の受講について

労働安全衛生法では、電気工事業における職長（現場監督者、監視者）に対し安全衛生についての教育を行う事を義務付けていることから、従事者ランクの新規認定要件に職長教育の受講が必須となっている。（計器工事のみに従事する者は受講を推奨）

2. RST 取得者による補完教育（5年経過毎）の受講について

平成29年2月、厚生労働省労働基準局長より、「建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じたカリキュラム」が具体的に示されたことから、中部電気工事協力会連合会の会議にて今後の取り組みについて議論した結果、RST 取得者による補完教育の実施については、安全確保のためにも取り組むべき課題とし、2年の猶予期間を設けて実施していくことになった。

※1年後に実績を調査し、2年の猶予期間終了後に補完教育の未受講者に対して、引込工事センター直営班・協力工事店の契約継続について検討する。

3. 各電気引込工事センターの受講希望者数

センター名	補完教育（人）	新規（人）	備考
静岡	200	20	
清水	116	32	
藤枝	159	23	4/20~21に藤枝センターにて 新規の教育を開催予定
掛川	241	27	
浜松	500	90	
合計	1,216	192	

4. 受講方法について

（1）建設業労働災害防止協会が開催する教育を受講（別紙参照）

- ・〈新規〉受講料 15,860円／1人（テキスト代、昼食代2日分込）
- ・〈補完〉受講料 10,000円程度／1人（テキスト代、昼食代込）

（2）県協力会にて講師を手配または紹介

- ・建設業労働災害防止協会に講師を依頼（費用1人あたり10,000円程度、定員50名）
- ・中部電気保安協会へ講師を依頼

（3）各電気引込工事センターにて、講師および会場等を手配し各自で計画実施する。

< NO.10 >

作成日:平成30年4月10日
最終更新日:平成30年4月16日

【 職長教育 未受講者 】

会社名	氏名	年齢	個人ランク 来年度	出欠確認
(株)中遠電気	中村 邦二雄	75	計器	出席
	友田 晴規	23	a(新)	出席
トモ工電気	榛葉 吉一	64	計器	出席
	榛葉 一仁	37	計器	出席
SK電気商会	鈴木 幸光	70	計器	どちらか1名出席 1名欠席
	鈴木 幸一	41	計器	
藤下電器	藤下 典	51	計器	欠席(他で受講済み)
(有)佐々木電気	佐々木 裕之	56	計器	出席
浜電工業(株)	山本 和則	31	計器	出席
	小林 慶大	26	計器	出席
藤田電気工事	藤田 雄司	44	計器	出席
タカヨシ電設	佐々木 隆充	46	計器	出席(入金済)
赤堀電設	赤堀 稔	66	計器	出席
(有)児玉電気	伊藤 俊明	55	計器	欠席
西山電気	西山 貴之	41	計器	出席
(有)水野電器	水野 靖	69	計器	出席
	萩原 茂	62	計器	出席
(有)モンヤ電気	石黒 加奈	43	計器	出席(入金済)
マルヨシ電気	太田 好昭	58	計器	出席
(有)アサヒ電機	仲村 文宏	66	計器	出席
内山電気商会	内山 仁志	59	計器	出席
(有)榎本電気工業社	榎本 富士男	68	計器	出席
(有)木下設備	木下 正徳	64	計器	出席
市川電機	山下 三夫	63	計器	欠席(H30.6.21～の個人ランクは取り止めにする)
	生駒 正弘	47	計器	
あおでんき工房	青木 一洋	48	計器	出席
出席確定 22名 、 欠席4名				

作成者:小野

<NO.22>

平成 30 年 3 月 19 日

S ランク認定協力工事店 御中



【 S ランク技能維持訓練実施のご案内 】

日頃は、合同会社掛川電気引込工事センターの活動にご協力を賜り、誠に有難うございます。

この度、個人ランク s を取得されている方を対象に「S ランク技能維持訓練」を実施することとなり、皆様に日程調整をお願いしておりました。皆様よりご協力をいただきました結果、日程が確定しましたのでお知らせいたします。

また、この訓練は S ランクを維持する為に必要な訓練です。対象の方は必ずご参加くださいますようお願いいたします。

記

1. 開催日 平成 30 年 4 月 17 日 (火)・4 月 19 日 (木) 2 日間

2. 時間 <午前の部> 9:00~12:00
<午後の部> 13:30~16:30

3. 会場 中部電力株式会社 菊川配電訓練センター
菊川市和田 161 番地

4. 訓練概要

- ・訓練時間は約 3 時間、半日で終了します。
- ・内容は、座学 (30 分)、保護具防具の出発前点検 (15 分)、実技 (120 分 高所作業車を使用しメッセージ取付) を予定しています。

5. 訓練対象者 現時点で「個人ランク s」を取得済みの方 (別紙参照)

6. 携行品、服装

- ・引込線工事を行なう通常の服装・装備
(腰道具、ヘルメット、編み上げ靴、作業手袋等)

(2 枚目へ続きます。)

6. 携行品、服装

(続き)

※実技で使用します。各社でご用意ください。

- ・高圧保護具、防具（出発前点検に使用）（必要数）
- ・ロープ（必要数）
- ・通い袋（必要数）
- ・昇柱梯子（1）
- ・長梯子（支持点作業用）（1）
- ・セーフティコーン、プラチェーン等の囲い（必要数）
- ・高所作業車（1）

7. その他

当日、飲み物（お茶）はセンターで用意しています。

<訓練対象者>

会社名	氏名	氏名	氏名	人数
有)正晃電設	竹嶋 賀也	青野 卓仁	山本 将大	3名
㈱齊藤電気	齊藤 雅徳	増田 薫	齊藤 一洋	4名
	齊藤 祐也			
㈱立正電気	鈴木 基文	鈴木 良磨	中山 裕	3名
㈱鈴木電気商会	佐藤 真喜	松下 晴紀		2名
光生電気設備(有)	松下 耕三	小池 敏夫	山内 真志	6名
	松下 高己	小松 加津夫	沼野 芳徳	
㈱キタイ電気	北井 邦彦	北井 寛己	稻垣 裕太	3名

<訓練参加日 振り分け（確定）>

	午前の部 9:00~12:00	午後の部 13:30~16:30
	①光生電気設備(有) 3名 ②㈱キタイ電気 3名	①㈱齊藤電気 2名 ㈱鈴木電気商会 1名 ②有)正晃電設 3名
4月17日（火）	①㈱立正電気 3名 ②㈱齊藤電気 2名 ㈱鈴木電気商会 1名 ③光生電気設備(有) 3名	①(有)正晃電設 3名
4月19日（木）		

対象の方は、必ずご参加くださいますよう重ねてお願い申し上げます。